

## 朝日町ソーシャルメディア運用ガイドライン

### 1. 目的

朝日町（以下「町」という。）は、朝日町職員（以下「職員」という。）が、職務上ソーシャルメディアを利用する際に、情報セキュリティの確保とリスク低減を図り、町政情報等を適正かつ積極的に発信することを目的に、朝日町ソーシャルメディア運用ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を次のとおり定めます。

### 2. ソーシャルメディアの定義

本ガイドラインにおける「ソーシャルメディア」とは、X、YouTube、LINE 等インターネット上で情報を発信・共有・やり取りできるサービスを指す。

### 3. 適用範囲

本ガイドラインは、町が業務の一環としてソーシャルメディアを利用するすべての職員に適用する。

### 4. ソーシャルメディア利用に関する基本方針

- (1) ソーシャルメディアは、町の魅力や行政情報の効果的な伝達手段の拡充を図るとともに、災害時の緊急情報を迅速に発信する手段として活用すること。
- (2) 町民との円滑なコミュニケーションを目的とし、適切な情報を発信すること。
- (3) 誤った情報や不適切な内容が発信されることによるリスクを最小化するため、十分なリスク管理を行うこと。

### 5. 管理

ソーシャルメディアの安定的かつ適正な運用を図るため、運用管理者をおき、広報・町民課長をもって充てる。

### 6. 基本原則

職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する際の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 公務員としての自覚と責任を持ち、適切な情報発信を行うこと。また、情報の発信に際しては、町民からの信頼を損なうことがないように留意すること。
- (2) 地方公務員法、個人情報保護法、著作権法、商標法等の関係法令及び町の情報セキュリティポリシー、職員の服務規程、本ガイドライン等の内部規定を遵守すること。

- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権を尊重し、関係者の許可なく個人情報を発信しないこと。また、著作権や商標権を侵害しないよう適切な情報発信を行うこと。
- (4) 一度インターネット上に公開された情報は、直ちに不特定多数の目に触れ、完全には削除できないことを理解し、慎重に情報を発信すること。また、発信する情報の正確性を確保し、誤解を招かない表現に留意すること。
- (5) 自ら発信した情報によって誤解を招いた場合、誠実に対応すること。また、批判的なコメントや攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し、無用な議論を避けること。

## 7. 情報発信の制限

次の情報は、発信を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、又は違反する恐れがある情報
- (2) 公序良俗に反する情報
- (3) 町、特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける情報
- (4) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長し、人権等を侵害する情報
- (5) 職員の個人的な情報、意見等の情報を発信。ただし、職務上必要な場合は除く。
- (6) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別できる情報。ただし、本人の同意がある場合を除く。
- (7) 虚偽及び著しく事実と異なる情報又は正否の確認できない情報
- (8) 著作権、商標権、肖像権を侵害する情報
- (9) わいせつな表現を含む情報
- (10) 重要施策の検討中の素案、関係機関との調整が十分に図られていない情報等で、意思形成過程における情報
- (11) 町及び第三者の権利を侵害する情報
- (12) その他、町長が不適切であると判断した情報

## 8. 運用全般に関する事項

- (1) ソーシャルメディアの運用は、原則として所属単位で該当ソーシャルメディアの運営者が発行するアカウントを取得して行い、所属長の責任において管理すること。なお、必要に応じて、1個のアカウントを複数の課で相互運用を行うことも可能とする。
- (2) アカウントの開設にあたっては、目的、対象、投稿の頻度の見込み、運用体制、効果等について、事前に検討すること。また、前述の検討内容をもとに、広報・町民課と協議すること。

- (3) 各所属長は、アカウントごとに運用方針を策定し、広報・町民課長へ提出しなければならない。また、運用方針には、次に掲げる事項のほか、ソーシャルメディアの運用にあたって周知すべき事項を定め、適切に管理すること。
  - (ア) アカウント名、URL 等及び運用管理者
  - (イ) 運用時間、意見や質問への対応方法等の運用方法
  - (ウ) 情報発信の内容
  - (エ) 知的財産権の帰属
  - (オ) 免責事項
  - (カ) 個人情報
- (4) アカウントのログイン情報は、適切に管理し、推測されやすいパスワードを避け、定期的に変更すること。
- (5) 町の公式アカウントは、原則としてフォロー、シェア、リツイート、チャンネル登録等を行わないこと。ただし、国や地方自治体等の公共性が高いアカウント又は町にとって有益と判断される情報については例外とする。なお、フォローやシェア等を行った場合、それが必ずしも町の見解や賛同を示すものではないことを明示すること。
- (6) ソーシャルメディアは情報発信や町民の意見聴取を目的とし、原則としてコメントに対する返信は行わないこと。また、誤解を招く情報や緊急性の高い内容については、適切な形で対応すること。

## 9. アカウント運用方針

アカウント運用方針を策定し、町ホームページ上に公開すること。

## 10. なりすまし対策

- (1) 広報・町民課は、町ホームページに、使用するソーシャルメディアの種類、アカウント名等を掲載すること。
- (2) ソーシャルメディア提供事業者が認証アカウント又は公式アカウントを発行している場合は、可能な限り取得すること。

## 11. アカウント管理と認証強化

- (1) パスワードは十分な長さとし複雑さを持たせ、第三者に知られないよう厳重に管理すること。また、パスワードの使い回しは禁止し、定期的に変更すること。
- (2) 可能な限り二段階認証又はワンタイムパスワードを利用すること。
- (3) ソーシャルメディアを利用する端末を盗難・紛失した場合は、速やかに情報セキュリティ管理者に報告し、必要な措置を講じること。また、端末には最新のセキュリティパッチを適用し、不正アクセス対策を実施すること。

## 12. 不正アクセスの対策

- (1) 11. (1)及び(2)のとおり対策を講じること。
- (2) アカウントを管理する端末については、ウイルス対策ソフトの導入、定期的なパッチ適用等のセキュリティ対策を講じること。
- (3) 成りすましや乗っ取りを確認した場合、速やかにログインパスワードを変更し、必要に応じてアカウントを一時停止するとともに、関係機関への報告を行うこと。
- (4) 町ホームページ等でなりすましアカウントの存在を周知し、町民へ注意喚起を行うこと。

## 13. 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、最新のセキュリティリスクや運用状況に応じて見直しを行うこと。

## 14. 適用

本ガイドラインは、令和7年10月1日より適用する。